

2025年6月25日

金融審議会  
会長 神作 裕之 殿

金融担当大臣 加藤 勝信

金融庁設置法第7条第1項第1号により下記のとおり  
諮問する。

記

○ 暗号資産を巡る制度のあり方に関する検討

国内外の投資家において暗号資産が投資対象と位置づけられる状況が生じていることを踏まえ、利用者保護とイノベーション促進の双方に配慮しつつ、暗号資産を巡る制度のあり方について検討を行うこと。

○ 不公正取引規制の強化等に関する検討

昨今の資本市場を巡る諸問題を踏まえ、我が国市場の公正性・透明性に対する投資家の信頼を確保し、利用者保護を図るとともに、市場機能が十全に発揮されるよう、不公正取引規制の強化等について検討を行うこと。

○ 企業情報の開示のあり方に関する検討

スタートアップ等の資金調達ニーズの高まり、非財務情報の開示の拡充等、情報開示を巡る環境変化を踏まえ、投資判断に資する企業情報の開示のあり方やその実現に向けた環境整備について幅広く検討を行うこと。

## ○ 地域金融力の強化に関する検討

地域における趨勢的な人口減少その他の環境変化の中で、地域金融機関等が地域経済に貢献する役割を十分に発揮できるように地域金融力の強化に必要な方策について検討を行うこと。